

第1章

人身取引の定義をめぐる議論

—Gallagher および Kneebone and Debeljak をレビューする

山田 美和

要約

2000年に国連総会で国際組織犯罪防止条約の補足議定書のひとつとして採択された「人、特に女性および児童の取引を防止し、抑止しおよび処罰するための議定書」(パレルモ議定書)において、「人身取引」がどのように定義されているか。そしてそれがメコン地域においてどのように解釈され運用されているか。人身取引問題の国際法学者である Gallagher に依拠し、定義を再考すると同時に、Kneebone and Debeljak を題材としてメコンにおける具体的取り組みにおける人身取引の解釈について論じる

キーワード 国際法 人身取引 パレルモ議定書 メコン地域

はじめに

2000年に国連総会で国際組織犯罪防止条約の補足議定書のひとつとして「人、特に女性および児童の取引を防止し、抑止しおよび処罰するための議定書」(Protocol to Prevent, Suppress and Punish Trafficking in Persons, Especially Women and Children, Supplementing the United Nations Convention against Transnational Organized Crime) (以下パレルモ議定書) が採択されるまで、国際法における人身取引(human trafficking/trafficking in persons)の定義はなかった。人身取引問題については、貧困、就労そのほかの社会経済機会の欠如、ジェンダーを要因とする暴力、差別、周辺化が人々を人身取引の犠牲とさせる要因であるため、反人身取引の取組みには、被害者の救済や保護そして加害者の逮捕や処罰のみならず、多角的な対策が求められるとされている。しかし、人身取引の

定義を広く解釈するあまりにその対策の焦点が定まらなかったり、逆に狭く解釈するゆえに対策の効果が限られてしまう場合もある。

法律上の人身取引の定義をめぐる議論は、人身取引問題そのものをめぐる議論であり、国際的取り組みはもちろん、地域間取り組み、そして各国の国内法においても、パレルモ議定書の定義に則りながらも、さらに具体的に「人身取引」をどう認識し位置づけるかはいまだ模索が続いている。本稿では、議論の出発点として、人身取引にかんする国際法の大著である Gallagher [2010]に拠って、パレルモ議定書における人身取引の定義を再考しながら、Kneebone and Debeljak [2012]の議論を題材として、パレルモ議定書にしたがってメコン地域においてどのように人身取引が解釈されているのかをレビューする。

1 パレルモ以前の定義の歴史

人身取引にかんする最初の国際条約は 1904 年に採択された「醜業ヲ行ハシムル為ノ婦女売買取締ニ関スル国際協定」(International Agreement for the Suppression of the White Slave Traffic)であった。同協定の目的は、国外における不道徳な行為のために女性又は少女を調達することを防止することであり、ヨーロッパにおいて女性が売春婦として売られることを防止することを主眼としていた。その 6 年後に結ばれた「醜業ヲ行ハシムル為ノ婦女売買取締ニ関スル国際条約」(International Convention for the Suppression of the White Slave Traffic)は、国内における女性の取引の禁止をも含み、取引に従事した者に対する罰則が規定された。いずれの条約も、女性が勧誘されること、そして売春宿へ連行され売春を強制されるに到った過程を問題視しており、売春宿における扱いや監禁などの状況については関知していない。さらに 1921 年には「婦人及児童ノ売買禁止ニ関スル国際条約」(International Convention for the Suppression of the Traffic in Women and Children)、1933 年には「成年婦女子の売買の禁止に関する国際条約」(International Convention for the Suppression of the Traffic in Women of Full Age)が採択された。いずれの国際協定においても協定のタイトルにある売買(traffic)そのものは定義されていない。これらの協定の共通の関心は、売春を目的として女性と子どもを組織的に強制的に海外へ移動させることにある。つまりリクルートの過程に限定されており、その結果すなわち売春宿で拘禁されているなどは、かかる協定の埒外になっている。

これらの条約を統合するものとして、1949 年「人身売買及び他人の売春からの搾取の禁止に関する条約」(Convention for the Suppression of the Traffic in Persons and of the Exploitation of the Prostitution of Others)が採択された。この条約は、売春目的で、他者を獲得し、誘引し、連行すること、他者を売春させることによって搾取することを、その者の同意にかかわらず処罰するとした。本条約でも売買(traffic)自体の定義はない。この条約は、搾取される者を女性ではなく他者としているものの、子どもにかんする言及

はなく、売春という搾取だけに限定した人身取引を射程にしており、批准は 66 か国であった。

爾来半世紀を経て人身取引は、交通手段、情報伝達技術の発達、特に 1990 年代以降の経済のグローバル化という現象に伴い、その規模や手段や形態が多様化してきた。1990 年代初頭から人身取引 (trafficking) が国際的な問題、国益、アカデミックな研究の俎上にのぼるようになった。その議論は、売春自体にかんする議論、HIV/AIDS 問題の浮上、性的搾取を防止する国際的枠組みの欠如、不法移民との関連性などを伴うものであった。

1994 年国連総会においては “Traffic in Women and Girls” が議論され、翌 1995 年国連総会では、“Traffic in Women and Girls: Report of the Secretary-General” が報告された。

この時点においては、人身取引の対象は、まだ女性と子どもに限定はしていたが、これまでの伝統的理解から変化していることが観察される。

それは目的の多様化である。1996 年の Council of Europe では 売春/性的搾取に限定しており、2000 年直前まで、国外で性的搾取される女性と子どもに限定されていた。それが IOM の当時の定義に見るように、営利目的 (“the organized and illegal movement of persons for profit”) が使われ始めた。ヨーロッパにおいても議論が展開される一方、アメリカにおいても、1994 年の Inter-American Convention on International Traffic in Minors では、不法目的もしくは不法な手段 (“for unlawful purpose or by unlawful means”) という規定がみられるようになった。

1990 年代に多くの国で人身取引 (trafficking) にかんする法律が議論され制定されるなか、米国は国内法と国際法の齟齬を最小にしたいという思惑のもと、定義にかんする国際的合意形成に大きな影響を及ぼし、パレルモ議定書署名の 2 ヶ月前に人身取引被害者保護法 (The Trafficking Victims Protection Act) を制定した。

それまでの国際文書のなかで、人身取引をもっとも包括的で広く定義したのは、2000 年の女性に対する暴力にかんする国連特別報告者である。それは、強制 (coercion) を最も重要な要素とし、越境よりも自分のコミュニティから離れることと規定した。それまで存在していた過程と結果の概念のギャップを行為 (action) の定義で架橋した。すなわち、取引のチェーンに関係するすべての人 (all persons involved in the trafficking chain) を売買者として、強制的移動と最終目的を一連のものとしてとらえた。

2 パレルモ議定書における人身取引の定義

パレルモ議定書は、人身取引を以下のように定義する。『人身取引』とは、搾取の目的で、暴力その他の形態の強制力による脅迫若しくはその行使、誘拐、詐欺、欺もう、権力の濫用若しくは脆弱な立場に乗ずること又は他の者を支配下に置く者の同意を得る目的で行われる金銭若しくは利益の授受の手段を用いて、人を獲得し、輸送し、引き

渡し、蔵匿し、又は収容することをいう。搾取には、少なくとも、他の者を売春させて搾取することその他の形態の性的搾取、強制的な労働若しくは役務の提供、奴隷化若しくはそれに類する行為、隷属又は臓器の摘出を含める。」(第3条(a)) この定義は、「人身取引」を目的、行為、手段から定義している。①まず、搾取の目的であること。搾取には、性的搾取、強制労働、隷属や臓器の摘出がある。②行為は、人を獲得し、輸送し、引き渡し、隠しまたは収受すること。③その手段に、暴力などによる脅迫や強制、誘拐、詐欺、権力の濫用や脆弱な立場に乗ずること、又は他者を支配下におく者の同意を得るために金銭や利益の授受が行われること。これらの手段が使われれば、たとえ被害者の同意があっても人身取引であり(第3条(b))、そのような手段が使われなくても、搾取の目的で未成年を獲得し、輸送し、引き渡し、隠しまたは収受することは人身取引である。同意定書は18歳未満を未成年と規定する(第3条(d))。

パレルモ議定書は、1949年条約に比すると、人身取引の定義をより広く明確にした。まず、議定書は、人身取引を女性に限ってはいない。子どもは18歳未満と定義し区別した上で、子どもを搾取目的で、勧誘し、輸送し、移動させることは人身取引となる。人身取引の目的として売春のみならず、強制労働、臓器摘出、奴隷同様の扱いなどを例示している。そして「国内法において可能な範囲内で」という留保付きではあるが被害者の保護を締約国に義務づけている点に特徴がある。

本議定書の草案段階で最も議論されたのは、目的であり、とりわけ売春(prostitution)をどう扱うかであった。職業としての売春をセックス・ワークと呼び、セックス・ワークのための自発的移民労働を支持するセックス・ワーク論者らは、人身取引の定義を強制された人身取引に限定し、売春又は性的搾取のための人身取引という文言を省くよう、さらに被害者(victim)という用語はあまりに情緒的であるとして削除するよう、ロビー活動を展開した。売春を労働として合法化している国々と共に、強制的に取引されたことを立証できる女性のみを被害者として限定し被害者に対する保護を限定しようとした。かかる主張は、売春の合法化という問題の議論の再燃を避けるために、人身取引の議論を売春の議論と切り離そうとしたといえる。セックス・ワーク支持のNGOが要求する規定の多くを支持した国々は、おしなべて高いGDPを有する西側諸国もしくは工業化の進んだ国、しかもその多くは人身取引の被害者が辿り着く国々であったと指摘されている。それらの国々は、オランダ、ドイツ、デンマーク、スイス、アイルランド、オーストラリア、ニュージーランド、スペイン、カナダ、英国、日本およびタイであった。最終的には、現議定書の規定にあるように、性的搾取もしくは売春目的も、人身取引の構成要件の例示として明記された。すなわち妥協点として、他者の売春からの搾取(“exploitation of the prostitution of others”)に定義された。

まず行為(Action)についてはその過程のみを指すのか、結果も含むのかという議論があった。たとえば過程なしで容認できる条件から強制的搾取的労働条件になることも人身取引なのかという疑問もわく。政府はそのような拡大解釈をさけるために、複雑な3つの要件

をつくりあげたともいえよう。

次に、手段(Means)の定義では、強制 (coercion) が人身取引の概念の中心である。ただし、定義される手段を構成するにいたる強制や詐欺の深刻度や程度についてはあまり議論されなかった。たとえば、深刻な経済的理由による圧力 (severe economic pressures) も含まれるのかという問いは残る。また権力の濫用 (“abuse of a position of power”) は議定書特有のものとしてされる。議定書の交渉記録によれば、その人にとって濫用にまかせる以外に現実的かつ容認できる代替がない状況 (“any situation in which the persons involved has no real or acceptable alternative but to submit to the abuse involved”) を指す。欧州人身取引条約では、ある人が搾取を受けざるを得ない困難な状態 (“any state of hardship in which a human being is impelled to accept being exploited” と説明している。そこには被害者の不安定な在留資格や財政的、心理的、社会的に脆弱な状態、言語、身体的、社会的排除も含むとされる。被害者の状態に着目することとは異なる視点を提供しているのは、UNODC で、被害者よりも犯罪者の意図に着目すべきとしている (UNODC Model Trafficking Law 2009)。

構成要件の3つめである目的の定義の核は搾取にある。つまり過去においては他者を物理的に強制的に運搬したり移動させたりすることが、人身取引 (trafficking) の典型とされた。しかし、現代においては人身取引の潜在的被害者は、物理的に強制的に自らの身体を運ばれるのではなく、高額な賃金などの虚偽の労働条件に騙されたり、脆弱な立場につけこまれたりして、自ら交通手段を利用して移動する場合が多い。そのようにして行き着いた先での雇用が搾取目的であれば、人身取引を構成する。同議定書では強制労働や臓器摘出も含むとされた。性的搾取という人身取引の典型と考えられる目的に加え、労働的搾取が明記された。強制労働 および奴隷は他の国際法の定義(ILO 条約など)と同じと考える。すなわち深刻な罰ゆえに雇用から逃れられないような状況は強制労働とみなされる。搾取自体の定義はなされておらず、例示はあくまで最小限であるとされている。議定書の交渉記録によれば、他者の売春からの搾取やその他の形態の性的搾取は、熟慮のうえ定義されないままにされ、パレルモ議定書が各国がそれぞれの国内法においてどのように売春を扱うかに影響するものではないとされている。また目的として臓器売買を加えることは交渉過程の最後のほうで浮上してきた。当時不必要だとも思われていたが、近年その重要性が認識されてきたと指摘されている。

3. メコン地域における人身取引の定義

2000年国連総会にて採択され2003年に発効した「人、特に女性および児童の取引を防止し、抑止しおよび処罰するための議定書」は、メコン諸国における人身取引に対する法制度の基盤となっている。メコン諸国の加盟状況は、2003年にラオスが加入、2004年にミャンマーが加入、2007年にカンボジアが批准し、2010年には中国が加入し、2012

年にはベトナムも加入した。タイは 2001 年にいち早く署名をしながらも批准はようやく 2013 年である。同議定書の発効時からメコン諸国は人身取引に対する法制度を漸進的に構築してきた。人身取引を目的、行為、手段から定義した同議定書は、人身取引問題にかんするメコン諸国間の覚書および各国の法の基盤となっている。

2002 年にはアジア太平洋諸国間でバリ・プロセスが発足し、2004 年にはラオスで開催された ASEAN サミットで反人身取引にかんする宣言が採択されるという、人身取引に対する多国間の取り組みが構築されるなかで、2004 年 COMMIT が発足した。メコン諸国の閣僚がヤンゴンに会し、「メコン地域における反人身取引協力にかんする覚書」(Memorandum of Understanding on Cooperation against Trafficking in Persons in the Greater Mekong Sub-Region)が締結された。

本覚書は、覚書締結国の各国政府がパレルモ議定書の人身取引の定義の使用を促進すること、人身取引に対する対策を講じること、そのための適切な法律を制定し執行すること、そして国境間協力を強化することを規定している。同覚書の人身取引の定義にはパレルモ議定書の定義が踏襲されている。第 28 条には、本覚書の実効性を確保するために行動計画を作成しその実行をモニターすることが規定されている。本条にもとづき、翌年ハノイでの政府高官会議では本覚書を具体化させるべく COMMIT SPA (Sub-Regional Plan of Action) と呼ばれる 2005-2007 年 3 カ年行動計画が採択された。この行動計画は、メコン諸国における地域レベル、各国レベルの人身取引対策の包括的青写真となった[UNIAF 2010a, i]。この期間には各国で反人身取引法の起草や制定、二国間覚書交渉がさかんに行われた。

引き続き 2007 年には 2008-2010 年行動計画(COMMIT SPA II)が北京で採択され、この行動計画には、人身取引事件担当官のキャパシティ・ビルディングや訓練、国家としての行動計画の作成、多国間や二国間の協力、各国法制度構築や法執行、被害者の認定や保護、人身取引防止の取り組みなどが盛りこまれた。2012 年にはプノンペンで当該枠組みを再確認する共同宣言がなされ、2011-2013 年行動計画(COMMIT SPA III)が採択された。

COMMIT 加盟国は人身取引対策にかかわる関係省庁から構成するタスクフォースを有し、UNIAF(United Nations Inter-Agency Project on Human Trafficking:人身取引にかんする国連機関間プロジェクト)の各国事務所を事務局としながら、COMMIT にもとづく行動計画の具体的方法や実行について定期的に協議し調整する作業を繰り返している。人身取引対策にかかわる関係省庁は各国によって異なる。入国管理、国境警備を管掌する内務省や事件の捜査、犯人逮捕、被害者救出にあたる警察、被害者の保護や支援を職掌とする社会厚生省(国によっては女性省)が主なアクターである。各国政府内の関係省庁間の力関係や協力の緊密度の如何が、各国の人身取引対策のプライオリティや対策の特徴にあらわれている。

また 2004 年 ASEAN は、「人、特に女性および児童の取引に対する宣言」(ASEAN

Declaration against Trafficking in Persons, Particularly Women and Children)を採択した。

4. メコン地域におけるパレルモ議定書の解釈—Kneebone and Debeljak のレビュー

Kneebone and Debeljak [2012]は、2000年に国連総会で国際組織犯罪防止条約の補足議定書のひとつとして採択された「人、特に女性及び児童の取引を防止し、抑止し及び処罰するための議定書」に対して、メコン地域、すなわちタイ、ラオス、ミャンマー、カンボジア、ベトナムに中国雲南省を加えた地域がどのように対応してきたかを、国際レベル、地域レベル、各国レベルの法的枠組みを検証し、政府、NGOの役割を分析しながら、評価するものである。

本書のオリジナリティは、法律上定義されている人身取引という犯罪に対する国際レベルおよび地域レベルの対応について、その対応を生み出したディスコースがいかに形成されたかを丹念に追ひ、Michael Foucault と Jurgen Habermas のふたつの理論で分析を試みた点にある。本書を貫く主たる問いは、「人身取引」問題についてあざなえる縄のごとく語られる売春と移民労働というふたつの物語をめぐってディスコースがどのように展開されてきたか、その主体は誰か、それらは現実に即したもののなのか、そしてどのように政策に反映されてきたのかである。

第1章は本書の序論的導入であり、国際組織犯罪（本来であれば越境組織犯罪と訳されるべきであろう）と人権という、人身取引問題が抱えるふたつの競合するディスコースの重要性を説明するために、反人身取引への国際機関などの国際的レベルにおける対応の現在に至るまでの経緯が簡潔に記述されている。国際社会において、そもそも議定書の起草そして採決に至るまで、人身取引問題に対してその犯罪の撲滅という観点からコミットメントをするのか、取引の対象となる人々の人権という観点からコミットメントをするのかという議論がされてきたが、各国政府の広いコンセンサスを得られたのは、犯罪という観点の強調、国際組織犯罪防止条約の補足議定書としての位置づけだった。この経緯については、Anne Gallagher (2010)により詳しい。国際組織犯罪防止条約の補足議定書として位置づけられていることに見られるように、議定書は、刑事司法の枠組みにおいて人身取引の防止と協力については明確で詳細な規定ぶりであるのに対し、人身取引被害者の保護についての規定は弱い。多くの国では、被害者を権利を有する者というより刑事司法の資源としか処遇していない。さらには、政策形成において人身取引と非正規移民を結びつける傾向にある。つまり、人身取引被害者は、各国の入国管理法の違反者としてみなされ、保護を受けるところか退去強制か禁固の憂き目に遭う。そこにはなぜそしてどのように人身取引が起きるのかという理解に欠け、なされるべき被害者の認定がなされていないと指摘している。しかし現在ではようやく、刑事手法や国境管理だけでは人身取引問題の解決にはならないことが理解されつつある。人身取引は組織犯罪の特別な種類のものであるだけでなく、むしろ国際政治経済の現実から想定しう

る結果であるとの認識のもと、人身取引へのグローバルレベルの対応として、国連の UN.GIFT プログラムに関わる UNODC, ILO, IOM, UNICEF, OHCHR, OSCE の各機関がそれぞれのマンデートに合致するよう人身取引問題を扱っていることが描写されている。そして、本人身取引に対するこれらの国際レベル、地域レベルの政策対応を評価するために、本書において適用される、Michael Foucault のディスコースの過程もしくは合理的ディスコース形成と、Jurgen Habermas の共通の理解や合意到達に向けたコミュニケーションに関係させたディスコースの概念が紹介されている。前者は、生命的ポリティックスもしくは生命的権力をキーコンセプトとする。それは、人々や人口に対して行使される力の包含的形式で、個人の性的および再生産にかかわる行動が国家政策や国家権力のイシューに結び付けられる。かかる支配的で垂直的なディスコース形成に対し、後者は、水平的なコミュニケーションにおける相互承認からうまれる、モラル規範の正当化と普遍性を結びつける概念であると説明されている。

第2章は、国際組織犯罪防止条約という枠組みの創設を導いた国際的レベルのディスコースについて論じる。売春と搾取的労働移動という人身取引問題にかかるふたつのパラレルな語り分析される。とくに後者については、競合するイデオロギーと組織のせいで、人身取引と労働移動という密接する問題をどのように関連づけるかという合意が形成されず、そのディスコース形成は分散してしまい、労働者の権利よりも国家安全保障というイシューが支配的になったと論じる。

上記の前提のうえで、第3章以降はメコン地域に着目して各論が展開される。第3章は、女性と子どもの売春目的の人身取引が、メコン地域においてどのように問題化されたかを分析する。当該地域における人身取引問題は、いわゆる北の先進国の安全保障と生命的権力に結び付けられ、すなわち売春と AIDS が関連するジェンダー問題であり、先進国を脅かす移民問題であると認識され問題化されたと論じる。また、グローバルレベルでは売春と搾取的労働というディスコースがパラレルに論じられたが、メコン地域では当初の焦点は子どもに対する商業的性的搾取と女性の売春であったゆえに、グローバルレベルでイニシアティヴをとれなかった ILO が、メコン地域においては児童買春と児童労働に焦点をあてることにより、ディスコースの形成に主要な役割を果たしたと指摘する。さらに当該地域の主要な受入国であるタイに焦点をあて、商業的性的搾取と労働移動への異なる対応を対比させる。人身取引は労働移動と密接に関連するにもかかわらず、反人身取引のイニシアティヴは性産業の文脈に限定され、労働移動はいわゆる非正規移民、非伝統的安全保障問題として認識され、地域における生命的権力の行使として安全保障のディスコースに絡めとられてしまったと分析する。一方評価できる点として、タイにおいては、共通の理解や合意到達に向けたコミュニケーションの蓄積によって NGO と政府間協力が醸成されたこと、それが地域協力にも芽生えたことが描写される。

第4章では、反人身取引の枠組みがメコン地域においてどのように運用されたかを論

じる。議定書に定義されている人身取引が、地域における実務にどのように関係しているか、各国の立法にどのように取り込まれたかを分析する。まず人身取引の定義を構成する「行為」、「手段」、「目的」、さらに「脆弱性」「搾取」「売春」「性的搾取」「奴隷化、若しくはそれに類する行為、隷属」「強制的な労働」について説明される。そしてメコン6カ国であるラオス、カンボジア、ミャンマー、ベトナム、中国（雲南省）の反人身取引に関する法制度が概説され、さらに第3章で詳述されたタイについて補足される。メコン各国で女性問題として捉えられていた人身取引の対象に男性被害者も含まれるようになり、人身取引問題の焦点が売春から労働搾取に漸進的にシフトしていることが観察される。しかし、それは形式的なもので、労働搾取は強制労働と奴隷化という概念と結び付けられるに留まり、移民労働者の権利というディスコースにまで広がっていないと論じる。現実には、人身取引被害者はその大半が移民である。また議定書の文言にある「権力の濫用若しくは脆弱な立場に乗ずること」が理解されていないとも指摘する。

第5章は本書のハイライトであり、2003年オーストラリア政府がASEANとのパートナーシップの下に資金および技術提供を開始したARTIP (Asia Regional Trafficking in Persons Project) と、2004年に発足した複数の国連機関およびスポンサー国が資金提供するUNIAPを事務局とするCOMMITプロセス、というふたつの地域協力過程が検証される。いずれのプロジェクトもメコン諸国が議定書の義務を履行する支援を目的とする。ARTIPは刑事司法に傾斜しており、ASEANでは人身取引は越境犯罪、非伝統的安全保障問題として位置づけられ、移民労働問題とはリンクされていない。ARTIPはバリ・プロセスの派生物にすぎないとの批判を紹介しており、ARTIPとASEANのパートナーシップは、支配的操縦の傾向にありFoucaultの論と親和性があると分析されている。一方COMMITは、関与するすべてのアクターが尊重され議論を通して合意を醸成していく過程と評価されている。これはHabermasのいう議論と説得であり、経験と責任の共有であるという。対照的に、刑事司法に焦点をあてたARTIPは駆け引きのモデルであり、ASEANとパートナーシップを組むことによって地域での活動範囲を広げることができたが、非伝統的安全保障というASEANのパラダイム内に留まってしまったと分析している。

第6章では、人身取引被害者の保護に焦点をあてて、被害者保護についての国際的基準とCOMMITの覚書や行動計画を比較し、COMMITプロセスを評価する。第1章で議論されたように、国際組織犯罪防止条約は、かたや刑事司法、かたや人権保護という異なる目的とディスコースという緊張を孕んでいる。これが被害者の保護の枠組みにどのように表出しているかを分析する。実際メコン地域における実務では、被害者は保護どころか拘留されており、人権よりも安全保障のディスコース、非正規移民に対する懸念が反映されている。COMMITの覚書ではふたつのディスコースは均等に表記されているが、実務では被害者の保護や人権のディスコースは非正規移民を脅威とする安全保障のディスコースに圧倒されている。COMMITプロセスが前者をいかに強化できるかが

課題であるが、被害者の保護や人権保護の前に、被害者をどう認定するかという問題をいまだ抱えていると論じる。

おわりに

Gallagher は、現代における人身取引問題のすべての前提であるパレルモ議定書における人身取引という定義の限界を指摘する。パレルモ議定書のポイントは、要約すれば、①人身取引は、搾取の状況へ導くプロセスだけではなく、搾取の状況にしていることも含むこと、②目的は性的搾取に限定されず、男性、少年も被害者であること、③越境しない人身取引もあるということ、そして④「手段」は成人被害者の同意を無効にする。つまり同意のものの人身取引はありえないということである。さらに Gallagher は、議定書の定義が3つの要件を科すことによって人身取引の定義をせまくしているという批判があるが、それよりも問題は逆に定義が拡大解釈であると指摘する。あらゆる禁止された行為を人身取引(trafficking)に取り込むことにより、人身取引という問題の世論や政治的勢いに乗じようとするのはいかなるものかと論じている。すなわち拡大運用によって帰って議定書の目的とすることが達成できなくなると憂慮されるという。

パレルモ議定書の人身取引の定義をどう解釈するか議論は、法学的にも各国の実務においても尽きることはない。たとえば、労働搾取において、どのような程度のものを搾取というのか、どの程度の詐欺や強制であれば定義される手段に該当するのか、経済的逼迫をも強制という概念に含めて解釈することができるのか。今後各国において、定義を具体的なケースに適用していくことにより、より洗練されていくものになるだろうし、それに対する学問的貢献が必要とされている。

<参考文献>

Gallagher, Anne T 2010. *The International Law of Human Trafficking*, Cambridge University Press: New York.

Kneebone, Susan and Julie Debeljak 2012. *Transnational Crime and Human Rights: Responses to Human Trafficking in the Greater Mekong Subregion*, Routledge: London.